公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定) における主な厚生労働統計調査の課題

別表 今後5年間に講ずる具体的な施策 「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断 的・体系的な経済統計の整備 推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び 国民経済計算の精度向上・ 充実	毎月勤労統計調査 ◎ 毎月勤労統計について、平成34年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年度)以降も継続して公表する。	平成34年(2022年)1月 までに実施する。
ア より正確な景気判断に資す る基礎統計改善及び国民経 済計算の加工・推計手法の 改善等	◎ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	平成30年度(2018年度) から実施する。
 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備 	■民生活基礎調査◎ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び 国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国 勢調査結果のかい離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を促進する。	平成31年(2019年) 調査 の企画時期までに結論を 得る。
	◎ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。	平成31年(2019年) 調査 の企画時期までに結論を 得る。
	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組 結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。	平成31年(2019年) 調査 の企画終了後に実施する。
	◎ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。	平成30年度(2018年度) から実施する。
	人口動態調査◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の 外国人集計について、集計可能性を検討する。	可能な限り早期に結論を 得る。
	◎ 人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を 開始する。	平成30年(2018年) 調査 から実施する。
	◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	平成31年度(2019年度) 中に実施する。 1

別表 今後5年間に講ずる具体的な施策 「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備(3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備・改善	毎月勤労統計調査(労働力調査:総務省) ◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用に資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	平成30年度(2018年度) から実施する。
	賃金構造基本統計調査◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。	平成30年度(2018年度) から実施する。
	© 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	平成30年度(2018年度) から実施する。
	© 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。	平成32年(2022年)調査 の企画時期までに結論を 得る。
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	社会保障費用統計○ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となる EU(ESSPROS)基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係 府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	平成34年度(2022年度) までに実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	平成34年度(2022年度) までに実施する。